

令和7年9月1日

岩成台中学校同窓会員の皆様へ

岩成台中学校同窓会長
井上 敏男

岩成台中学校同窓会役員会の開催並びに同窓会費の廃止、規約の改定について

新涼の候、岩成台中学校同窓会の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、岩成台中学校では、1985年の開校以来、岩成台中学校同窓会規約11条として卒業時に会費として300円徴収し、生徒が部活動において東海大会や全国大会へ出場する際の補助金として活用してきました。しかし、令和6年度より、大会並びに発表会への出場に関する登録方法が変更となり、地域クラブとして出場することとなりました。

また、春日井市は学校規模適正化を進めており、本同窓会においても存続の検討をしていく必要がございます。

そこで、令和7年8月に同窓会役員会を開催し、規約により役員会の承認が得られましたので、令和7度より同窓会規約を修正し、規約同窓会費の徴収を廃止することとしました。なお、現在の残金につきましては、現在活動しております部活動の大会及び発表会への参加に関わる運営費の補助等に充てさせていただきます。また、12条において、本会の運営費は令和6年度末の時点で、607,302円の残高があり、数年間かけて使用することをお認めいただきました。財産がすべてなくなった時点で、金融機関の口座は解約し、金融機関届出印は廃印いたします。

第9条として10年に1回定例役員会を開き、本会の決議機関としていましたが、決議を必要とするときは、臨時に役員会を開くこととなりました。詳細は、岩成台中学校同窓会規約をご覧ください。

何卒、ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

○岩成台中学校同窓会役員会の開催について

- 1 開始日時…令和7年8月23日（土曜）岩成台中学校 校長室
- 2 出席者…岩成台中学校同窓会役員5名
- 3 議 題…岩成台中学校同窓会費について
岩成台中学校同窓会規約について
- 4 改正について

- ① 岩成台中学校同窓会規約 11 条の岩成台中学校同窓会費の徴収につきまして、役員会の承認が得られましたので、岩成台中学校同窓会費を廃止とします。
- ② 岩成台中学校同窓会規約 12 条の本会の運営経費につきましても、役員会の承認が得られましたので、現在の残金につきましては、防災に関わるものや岩成台中学校の活動が高まるもの等に充てさせていただきます。
 - (1) 防災に関わるもの
 - ・ 防災備蓄品費、防災用品費に充てる。
 - (2) 岩成台中学校の活動が高まるもの
 - ・ 岩成台中学校在校生が、岩成台中学校で参加する大会部活動の運営費の補助に充てる。
 - ・ 岩成台中学校在校生が、岩成台中学校で参加する大会及び発表会において過度の負担が必要な際、移動費、運搬費、宿泊費の補助とする。
 - ・ 岩成台中学校在校生が使用する部活動費の補助とする。
 - (3) 運営経費の使用結果について
 - ・ 運営経費の使用については、財産がすべてなくなるまで年度末に岩成台中学校ホームページに会計報告として掲載する。